

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

開発行為の許可に基づく地位の承継の承認

根拠条文	都市計画法第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。
------	---

審査基準	<ul style="list-style-type: none">申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること非自己用の開発行為又は自己業務用で1ヘクタール以上の開発行為にあつては、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があること
------	--

標準処理期間	標準処理期間	標準処理期間の内訳			備考
		受付	処理		
	6日	機関	機関	東部・西部総合事務所生活環境局、八頭・日野総合事務所県土整備局	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。